

# 次世代育成支援周南市後期行動計画の策定について

周南市では、地方青少年問題協議会法に基づく附属機関として、平成 15 年に「**周南市青少年問題協議会**」を設置し、青少年関係団体・市民・関係機関がさまざまな青少年を巡る状況や課題、地域での事業などについて情報交換を行いながら、互いに連携できる基盤・ネットワークづくりを行ってきました。

また、児童福祉分野においては、平成 16 年に設置された「**周南市次世代育成支援対策推進協議会**」において、本市の子ども施策の推進に資する審議を行い、「**次世代育成支援周南市前期 5 カ年行動計画**」を策定し、前期の 5 年が経過しようとしています。

こうした中、こども家庭課においては、平成 20 年 4 月に組織が再編成され、社会全体で青少年と子育て家庭を支援する体制づくりが整備され、**こども施策の一元化**が進んでいます。

一方、国においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。その結果、地域における次世代育成支援対策に関し、必要となるべき措置について協議するため「次世代育成支援対策地域協議会」を組織し、本市でも**後期 5 カ年の「次世代育成支援周南市行動計画」**の策定が、今年度中に予定されています。

こうした流れを受けて、従前の青少年問題協議会と次世代育成支援対策推進協議会の機能を併せ持つ附属機関として、平成 21 年 8 月に「**周南市こども育成支援対策審議会**」を設置します。

## 1 趣旨

子どもに関する組織の見直し、次世代育成支援周南市行動計画（後期）策定を契機に、本市が培ってきた、こどもを地域で育み、見守る市民力を結集し、子育て支援を戦略的に推進するプランを策定します。

## 2 基本方針

### (1) 子どもに関するプランの一元化

次世代育成支援対策推進法に基づき策定する次世代育成支援行動計画（後期）に、周南市青少年健全育成プラン（平成 18 年 3 月策定）を統合し、子どもに関するプランを一元化します。

### (2) プランに掲げる施策

本市が今後進める施策を「子育て支援」、「少子化対策」、「青少年の健全育成」、「安心安全」の 4 つの戦略から再考、再生し、児童福祉、母子保健、教育、人権など様々な分野にまたがるこども育成施策を効果的かつ機動的に取り組むため行動計画を策定します。

## 3 プラン策定に向けた今後の予定

### (1) プランの策定及びプランの推進体制づくり

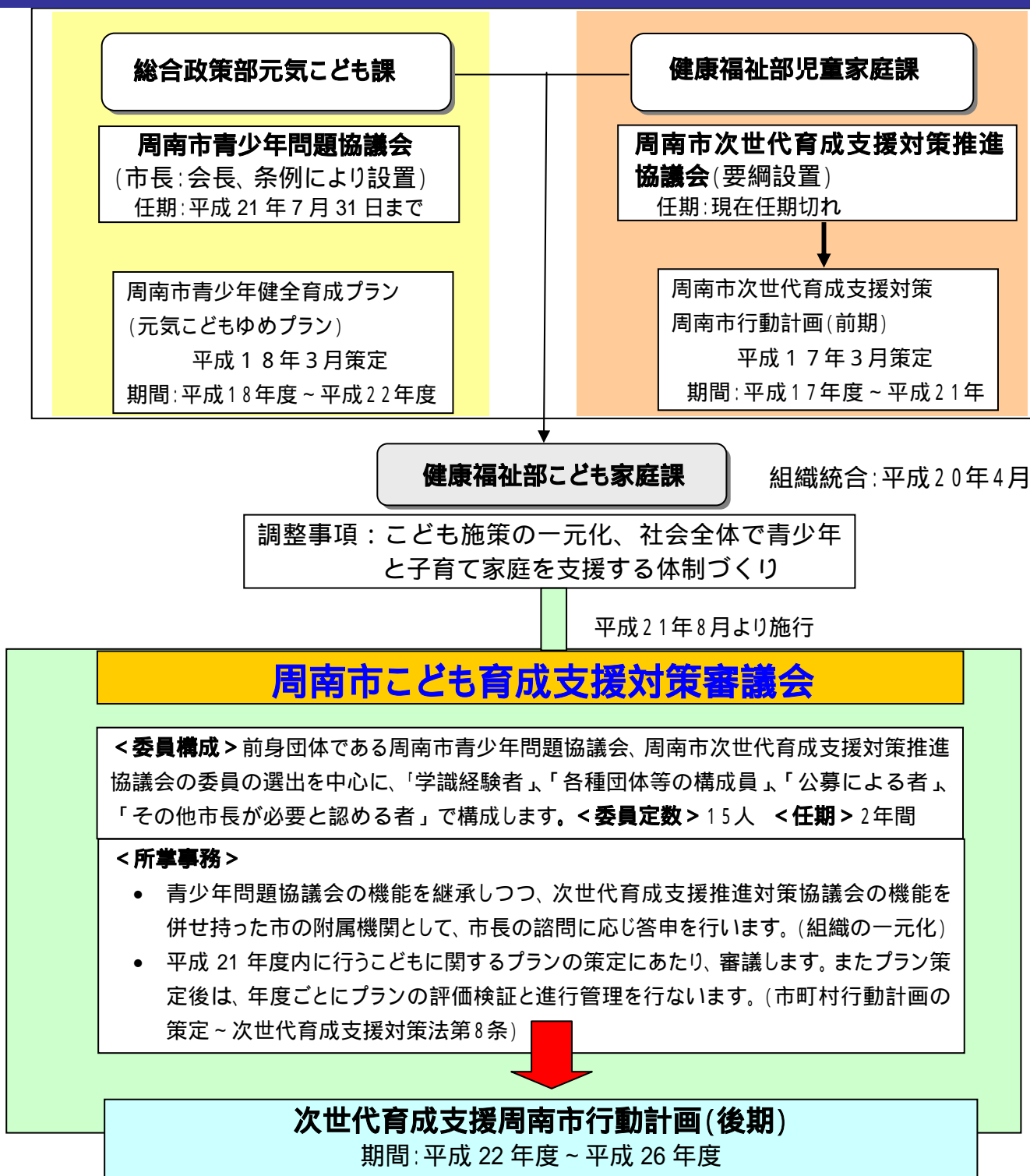
プラン策定及び推進のために新たな協議会等は設置せず、周南市青少年問題協議会を発展的に改組し、青少年問題に加え、子育て支援、少子化対策に関する施策を総合的に協議するため前期の行動計画を策定推進した周南市次世代育成支援対策推進協議会の機能を統合した「**周南市こども育成支援対策審議会**」を設置します。

### (2) 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する体制づくり

現在、青少年の健全育成は、「周南市青少年育成市民会議」、地域の子育て支援は、「周南市母子保健推進協議会」、主任児童委員等が、行政と地域、地域と地域、団体と団体をつなぐ重要な役割を果たしています。

今後は、これらの団体と行政との連携をさらに強化し、「子育て支援」、「少子化対策」、「青少年の健全育成」、「安心安全」をキーワードに、子育て支援を戦略的に展開します。

# 周南市こども育成支援対策審議会の設置に向けて



## 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、国および地方公共団体が講ずる施策、事業主が行う雇用環境の整備、取組みなど次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。同法に基づき、地方公共団体および事業主は、国が定める「行動計画策定指針」に即して、次世代育成支援対策に関する目標や目標達成のために講じる対策・時期などを設定した行動計画を策定し、計画に基づいた取組みを実施する。地方公共団体は「市町村行動計画」、「都道府県行動計画」、企業の事業主は「一般事業主行動計画」、国・地方公共団体の機関は「特定事業主行動計画」を策定することとなっている。